所得税の確定申告 2月16日
市・府民税の申告 ～3月15日

昭和59年分の所得税の確定申告と市・府民税の申告時期となりました。

申告期間は2月16日から3月15日までですが、毎年3月になると税務署や市役所の窓口は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

昭和59年分の所得税の所得控除額

基礎控除	33万円
配偶者控除	控除対象配偶者のうち 老人（満70歳以上）の者……39万円 同居の特別障害者……40万円 その他の者……33万円
扶養控除	通常の扶養親族のうち 同居の特別障害者……1人に付40万円 その他の者……1人に付33万円 老人扶養親族のうち 同居の老親等……1人に付46万円 その他の者……1人に付39万円
障害者控除	25万円（特別障害者は33万円）
老年者控除	25万円
寡婦(寡夫)控除	25万円
勤労学生控除	25万円
社会保険料控除	支払った保険料又は給与等から控除された保険料の全額（事業主が負担した額を除く）
生命保険料控除	①通常の生命保険（共済）契約に係るもの 支払った保険料又は共済掛金の合計額が イ）2万5千円以下の場合……支払保険料の全額 ロ）2万5千円を超え5万円以下の場合……支払保険料の額×50%＋12,500円 ハ）5万円を超え10万円以下の場合……支払保険料の額×25%＋25,000円 ニ）10万円を超える場合……50,000円 ②個人年金保険契約に係るもの 支払った年金保険料の金額 （最高5,000円） （注）5,000円を超える部分は通常の生命保険料控除の対象となる ③控除される金額……①の金額と、②の金額との合計額
医療費控除	（支払った金額－保険等で補てんされる金額）－（所得の合計額×5%もしくは5万円のうちいずれか低い方の金額） 控除最高限度額 200万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済掛金の全額
損害保険料控除	支払った保険料または共済掛金の合計額が (1)長期保険契約のみのとき イ）1万円以下……全額 ロ）1万円を超え2万円以下 ……支払保険料×50%＋5千円 ハ）2万円を超える場合……1万5千円 (2)短期保険契約のみのとき イ）2千円以下……全額 ロ）2千円を超え4千円以下 ……支払保険料×50%＋1千円 ハ）4千円を超える場合……3千円 (3)長期と短期保険契約の両方あるとき (1)の金額と(2)の金額との合計額 控除最高限度額 1万5千円
雑損控除	（損害金額－保険等で補てんされる金額）Ⓐ－（次の各項に定める金額） ①災害関連支出額が5万円以下（0を含む）の場合……所得の合計額×10% ②災害関連支出額が5万円を超える場合 所得の合計額×10%　Ⓐ－災害関連支出額＋5万円　いずれか低い方の金額 ③損失金額の総てが災害関連支出額の場合 所得の合計額×10%　5万円　いずれか低い方の金額
寄付金控除	（支出した寄付金の額もしくは所得の合計額×25%のうちいずれか低い方の金額）－1万円

所得税の確定申告は

▼所得税の確定申告をしなければならない人は

(1)昭和59年中の所得の合計額が基礎控除、その他の所得控除の合計額を超えかつ「算出した税額」が配当控除を超える人

(2)サラリーマンで、給与の年収が1千5百万円を超える人や給与以外の所得が20万円を超える人

(3)土地・建物などの譲渡所得のある人（譲渡所得の特別控除はほとんどが確定申告書への記載が要件とされていますが、なかには確定申告書への記載が要件とされていないものもありますので、詳しくは税務署までおたずねください）

▼白色申告をされる人へ

昭和59年度の改正により昭和59年分の確定申告から事業所得や不動産所得について、収支内訳書の提出が必要になりました。

収支内訳書は、確定申告書に添付してください。

▼所得税の確定申告をすれば、所得税の還付が受けられる人

(1)サラリーマンで、雑損控除・医療費控除・住宅取得控除・寄付金控除などを受けることができる人

(2)年の中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった場合で、退職前の給与所得に対する源泉徴収税額が納め過ぎの人

▼所得税の確定申告の受付は税務署で行いますが、還付の申告書等は市税務課でも納税相談に応じます。

市・府民税の申告は

▼市・府民税の申告をしなければならない人は

(1)昭和59年中に所得がありその所得の合計額が所得税の基礎控除、その他の所得控除の合計額以下で所得税の確定申告をされない人

(2)市・府民税申告書用紙の送付を受けた人

※厚生年金を受給しておられる方や、国民健康保険に加入しておられる方で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ未提出の方や確定申告をされない方は、必ず市・府民税の申告をしてください。

なお、市・府民税の申告書がお手元へ送付を受けてない方は、市役所税務課にございますので、電話をいただければ至急に送付させていただきますので、ご請求ください。

▼昭和59年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出済みの人と所得税の確定申告をされる人は、市・府民税の申告をする必要はありません。

▼受付けは税務課で

所得税の確定申告の無料相談を

税理士による所得税の確定申告についての「無料相談」を次のとおり行います。お気軽にご利用ください。

▼日時　2月20日(水)～22日(金)　2月25日(月)～3月1日(金)　3月4日(月)～8日(金)　午前9時30分～12時　午後1時～3時30分

▼場所　京都信用金庫向日支店コミュニティセンター　☎934－0011

家庭児童相談コーナー

▽とき　月曜日～金曜日　午前10時～午後4時

▽ところ　家庭児童相談室　☎933－1199

放置自転車をなくそう

手軽で便利な自転車は、利用合数が年々増え、駅前などへの自転車放置による銀輪公害を生みました。

市では、これに対応し、市民のみなさんが安全で快適に通行できる住みよいまちづくりをめざして、昭和57年9月に「向日市自転車等の駐車秩序に関する条例」をスタートさせました。

そして図のとおり国鉄向日町駅、阪急東向日駅・西向日駅周辺の公共の場所を自転車整理区域に定め、自転車やバイクの放置を禁止しています。この区域内に放置された自転車等に対しては、警告エフ付けや移動撤去を繰り返しています。

昨年は、4月から12月までに55回の警告指導と24回の移動撤去を実施し、482台の自転車を移動撤去しました。その結果、みなさんのご協力により朝の通勤時間帯の放置自転車は大幅に減少しました。

しかし、昼や夕方の買物時間帯の「ほんの短時間」の放置は、阪急東向日駅周辺で相変わらず目立ち、交通障害となっています。

スーパー、銀行などの店舗に自転車で行かれる場合は、歩道や車道に放置せず必ず店舗の自転車置場か、市設自転車置場をご利用ください。

また、市では小佃川・飛龍・阪急東側の各自転車置場を設置し、混雑解消のために午前7時から9時まで自転車整理員を配置しています。しかし、収容可能台数に限りがありますので、駅付近の居住者は、通勤・通学・買物などのためには自転車等の利用を自粛するようお願いします。

なお、自転車整理区域から移動撤去した自転車の所有者には返還の連絡を行い引き取り者に誓約書の提出を求めています。しかし、防犯登録や連絡先の表示が無いために所有者に連絡できない場合が多くありますので、住所、氏名、電話番号など連絡先の表示をお願いします。

市では今後も継続して、警告指導や移動撤去などを繰り返し、放置自転車のないまちづくりを推進していきますので、ご協力をお願いします。

◎撤去自転車の引き取り受付時間

平日　午前8時30分～午後5時

土曜日　午前8時30分～正午

（時間内に都合の悪い方はご連絡ください）

※印鑑、自転車のカギをご持参ください

放置自転車に関する問い合わせは生活環境課安全係内線235へ

各駅別の移動撤去台数（59年4月－12月末）

	移動撤去台数
国鉄向日町駅	107台
阪急東向日駅	248台
阪急西向日駅	127台
計	482台

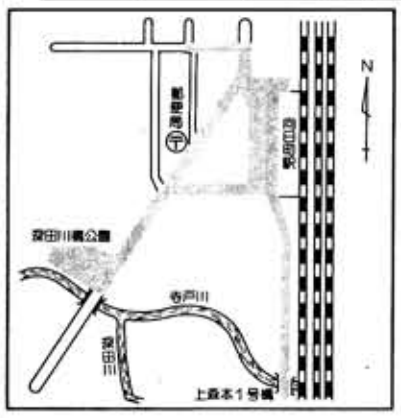

（国鉄向日町駅周辺整理区域）

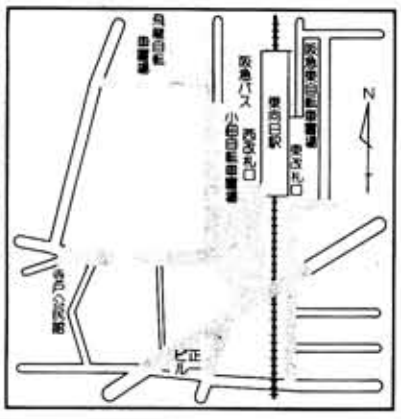

（阪急東向日駅周辺整理区域）

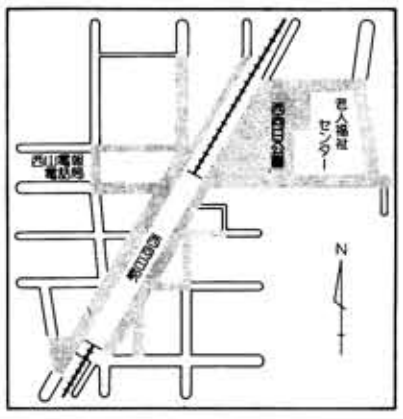

（阪急西向日駅周辺整理区域）

所得税確定申告・譲渡所得の申告説明会のお知らせ

○日　時　2月12日（火）午後1時30分～3時30分

○場　所　向日市民会館

○持参するもの（住居など売られた方）

・売買契約書　・住民票（除票）の写し

・源泉徴収票　・印　章

※　なお、当日は還付申告書の受付もします。

還付金の受取りは、便利で確実な預金口座振込みをご利用ください。（申告書に金融機関名・預金の種類のほか、預金口座番号を必ず記入してください。口座は本人名義のものに限ります。）

▶お問い合わせ　税務課市民税係　（内線２２２）

"安心して飲めます。向日市水道水"

水道水に含まれる発ガン性の疑いのあるトリハロメタン、1.1.1－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4項目について、昨年12月に分析検査を行いました。

分析検査は、物集女西、物集女東、上植野の三浄水場系統で、原水、浄水、給水栓水の別に行っています。

この結果、1.1.1－トリクロロエタンはいずれも0.0002mg/ℓ未満（水質基準0.3mg/ℓ）、トリクロロエチレンも0.001mg/ℓ未満（水質基準0.03mg/ℓ）、テトラクロロエチレンも0.0005mg/ℓ未満（水質基準0.01mg/ℓ）と含有量は微量でした。

また、トリハロメタンについても、最も含有量の多かった物集女東浄水場系統給水栓水で0.028mg/ℓ（水質基準0.1mg/ℓ）と微量でしたので、安心して飲用していただけます。

今後についても、十分監視に留意するとともに、よりよい水質の保全に努め、みなさんに安心していただけるおいしい水をお届けします。

■図書館・資料館は２月12日㈫は振替休日のためお休みです■